

★2月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

🎁 障害者の法定雇用率の引き上げについて 🎁

平成30年4月1日より障害者の法定雇用率が下記のとおり引き上げられます。
法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が従業員50人以上から45.5人以上に変わりますので、ご注意ください。
また事業主は、毎年6月1日の時点の障害者雇用状況をハローワークに報告し、障害者雇用推進者を選任するよう努める義務があります。

| 事業主区分 | 法定雇用率 | |
|-------------|-------|-------------|
| | 現行 | 平成30年4月1日以降 |
| 民間企業 | 2% | 2.2% |
| 国、地方公共団体 | 2.3% | 2.5% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.2% | 2.4% |

マイナンバー確認について

日本年金機構においてマイナンバーが確認できない被保険者・被扶養配偶者が在籍する事業主あてに、平成29年12月中旬以降「**マイナンバー等確認リスト**」が送られています。マイナンバーが確認できる従業員と、確認できない従業員が混在している場合、今後の届出事務が繁雑になる恐れがあります。確認リストを受けとった事業主の皆さまは早めの対応をお願いします。



一括有期事業開始届

建設業の皆様は、**平成29年度の元請負工事の開始届**を提出しましょう！
(通常、翌月10日までに作成し提出)

寒中お見舞い申し上げます

本年もよろしくお願ひ致します。
寒い時期ですので、
風邪やインフルエンザにかからないようご注意ください。

★平成30年2月の営業土曜日は
以下のとおりです。

3日(土) 休
10日(土) 休
17日(土) 営業(税務)
24日(土) 営業(税務)



★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・
トキワビジネス協同組合
埼玉社会保険労務事務所
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231
FAX : 048 - 570 - 1929
URL : <http://www.tokiwa-business.com/wp4app/>